平成２６年（フ）第９１号
大阪府泉佐野市鶴原331番地の１　ライオンズマンション東佐野202
債務者　横市百合枝
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
大阪府阪南市自然田791番地の１―301号
債務者　松井　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
大阪府貝塚市畠中２丁目22番３―301号、前住所大阪府貝塚市二色２丁目４番２―306号
債務者　杉本　健次
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
大阪府和泉市室堂町608番地の４リビオ光明池ロジュマン905号室
債務者　小林　沙恵
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
大阪府泉南郡熊取町七山２丁目２番１号、前住所大阪府大阪市生野区中川１丁目３番３―1005号
債務者　武田千賀子（旧姓飛田）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
大阪府泉大津市東助松町２丁目10番37号泉荘８号
債務者　谷山　敏晴
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番７―405号
債務者　倉　　幸男
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
大阪府和泉市池田下町1779番地の３　ファミリープラザ光明池２棟405号
債務者　小尾マチ子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
大阪府阪南市和泉鳥取1049番地12号
債務者　土生　初美（旧姓道工）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
大阪府阪南市貝掛178番地の２Ｃ棟112号、前住所大阪府阪南市尾崎町７丁目２番13―204号
債務者　山野　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
大阪府阪南市貝掛178番地の２Ｃ棟112号、前住所大阪府阪南市尾崎町７丁目２番13―204号
債務者　山野　由香（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３６３号
札幌市東区北41条東16丁目３番33号
債務者　前田　祐子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８２号
北海道石狩市花川南７条４丁目50番地　コーポラス７―４Ⅱ202号
債務者　高田　　環（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４９号
札幌市北区太平９条２丁目２番６号
債務者　瀧川　智美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９５号
札幌市東区北30条東７丁目２番25―101号
債務者　福田小夜子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９６号
札幌市東区北30条東７丁目２番25―101号
債務者　福田　珠恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７３号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番12―506号
債務者　清水　覚志
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部